

国保に加入している方に、国保税の納税通知書を7月16日付けで送付します。国保税は忘れずに納めましょう。

◆納める方法

▽普通徴収 納付書や口座振替で9期（7月～翌年3月）に分けて納めます。ただし、途中加入・脱退の方については、この限りではありません。

※コンビニエンスストアでも納付できます。納付できる店舗等は納付書の裏面に記載しています。

▽特別徴収 受給している年金から、年金支給月の年6回に分けて天引きで納めます。

平成26年度からの改正点

■国保税の均等割と平等割の軽減の拡充

国保税のうち、1人当たりにかかる「均等割」と1世帯当たりにかかる「平等割」は、世帯の所得によって7割、5割、2割軽減されます。今回の改正により5割や2割軽減の対象となる方が多くなります。

65歳以上の方に、介護保険料の納入通知書を7月16日付けで送付します。保険料は忘れずに納めましょう。

◆介護保険料 介護保険料は前年の所得等に応じて10段階に分かれています。

◆納める方法

▽特別徴収 年金額が年額18万円以上の方は、年金支給月の年6回に分けて年金から天引きされます。

▽普通徴収 特別徴収対象以外の方は、納付書または口座振替で8期（7月～翌年2月）に分けて納めます。

※コンビニエンスストアでも納付できます。納付できる店舗等は、納付書の裏面に記載しています。

◆40歳以上65歳未満の方の介護保険料

現在加入の医療保険(国民健康保険、社会保険、共済保険等)に、介護保険料を上乗せして、健康保険料等として徴収されています。

※40歳以上65歳未満の被扶養者の方は、個人で介護保険料を負担する必要はありません。

※軽減判定に使用する総所得金額には、青色専従者給与および事業専従者控除、長期譲渡所得等の特別控除は適用されません。

■賦課限度額の引き上げ

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも上限（賦課限度額）が定められています。今回の改正では、後期高齢者支援金分と介護分がそれぞれ2万円引き上げられました。

【賦課限度額（色のついた部分が変更箇所）】

	医療分	支援分	介護分
平成25年度	51万円	14万円	12万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円

※賦課限度額とは

国保税は所得と加入数に応じて決定しますが、所得が高い人でも受益と負担の関係で被保険者に与える影響を考慮し、保険税負担額に一定の上限を設けています。

【介護保険料（所得段階と保険料）】

所得段階	対象者	保険料（年額）
1	生活保護受給者	28,200円
2	高齢基礎年金受給者 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	28,200円
3	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	39,400円
4	第2段階、第3段階に該当しない方	42,300円
5	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	47,900円
6	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	56,400円
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	67,600円
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	78,900円
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	90,200円
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,500円

ふるさと納税制度は、住民税の一部を生まれ故郷や応援したい自治体へ寄附することを目的に創設されました。寄附した後、確定申告していただくとし所得税の控除・還付と、翌年度の住民税の控除（住民税所得割額の1割程度が上限）が受けられます。ふるさと南陽の発展のため、ふるさと納税制度の呼びかけにご協力ください。

■ふるさと納税の寄附金は次の事業に活用されます

事業名	内容
	「子育て支援都市なんよう」の子育て応援事業
	森林を保全し、自然豊かな郷土づくり事業
	地域の民話など、子どもたちと共に教え合い、学び合う事業に取り組むとともに、市芸術祭や芸能まつりなどを通じて県内外へ本市の文化を発信しています。また、芸術文化都市を目指し、全国初となる木造耐火による新文化会館建設に取り組んでいます。
	地域コミュニティの再生による地域力の向上を推進し、市民主体の自主的なまちづくりを進めています。また、結婚対策推進、青年リーダーの発掘や全国の青年たちとの交流、市の将来を担うジュニアリーダーの育成などにも力を入れています。

■ふるさと納税の手続き

◆寄附の申込方法 「ふるさと納税（寄附）申込書」により、郵便、FAX、Eメールで申し込みください。また、山形e申請による電子申請でも申し込みできます。

※申込書は、下記に連絡いただくと、郵送、FAX、電子メールで送付します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆寄附金の納付方法 寄附金の払込みは「郵便振替」「市指定銀行口座振込」「現金を持参」のいずれかでお願いします。

◆税の軽減 市から送付する「領収証書」を添付して確定申告すると税金の控除が受けられます。2,000円を超える部分が所得税・住民税から軽減されます。

※確定申告の詳細は、お住まいの市町村の住民税担当課に問い合わせください。

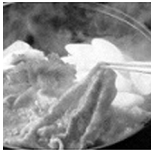
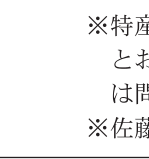
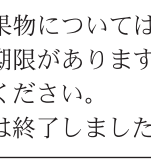
ふるさと納税の申込み先・問合せ先
南陽市企画財政課企画調整係
【☎】④－3 2 1 1（内線4 3 8）
【FAX】④－3 2 4 2
【✉】kikaku@city.nanyo.yamagata.jp

■お礼の品

寄附していただいた市外在住の方に、南陽の特産品を贈呈します。

【2万円以上の寄附】 13種類の中から1品

【4万円以上の寄附】 13種類の中から2品

	つや姫 10kg		麺ギフト		県産果実のジュース詰め合わせ (15本×2セット)
	サラミ詰め合わせ		ふるさと詰め合わせ		赤湯温泉宿泊割引券 (6000円分)
	南陽産ワイン (2本セット)		清酒セット		米沢牛 4000g
	佐藤錦 1kg		シャインマスカット 3房		ラ・フランス 5kg
	めとらりんご 6kg		ラ・フランス 5kg		ラ・フランス 5kg

※特産品のうち果物については、申込日とお届け日に期限があります。詳しくは問い合わせください。
※佐藤錦の受付は終了しました。

お知らせ

がん患者の精神的・経済的負担を軽減

医療用ウィッグ購入費を助成します

☎保健課予防係（☎内線 2 5 2）

がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、がん治療に伴う外見の悩みに対して支援を図るため、医療用ウィッグ（かつら）購入費用の一部を助成します。

- ◆**対象者** 次の項目すべてに該当する方
▽市内に居住している方
▽がんと診断され、抗がん剤治療を行っている方（抗がん剤治療を終了した方も対象です）
▽脱毛により、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出る恐れがある方
▽市民税所得割額が23万5,000円未満の方（本人が国保加入者の場合は、世帯全員の市民税所得割額の合

- 計が23万5,000円未満となる方）
◆**助成金額** 購入経費の2分の1以内で上限1万円まで（1人につき1回限り）
※平成26年4月1日以降の購入分から対象です。
◆**申請書類** ▽抗がん剤治療を受けていることを証明するもの（お薬手帳、診療明細書等）
▽医療用ウィッグを購入した際の領収書
▽保険証
▽認め印
▽振込先となる通帳
◆**申請先** 保健課予防係
◆**申請期限** 平成27年3月31日(火)



お知らせ

暑い夏を元気に過ごしましょう

市内の各プールがオープンします

施設名	期間と時間	その他	問合せ先
ハイジアビーチ (ハイジアパーク内)	【期間】 7 / 5 (土)、6 (日)、12 (土)、13 (日)、19 (土)～8 / 24 (日) 【時間】 10:00～17:00 (7 / 5 (土)は11:00～15:00)	【入場料】 ▽大人500円▽中高生400円▽3歳～小学生300円 ※7 / 5 (土)はオープン記念として無料開放します。(スプラッシュリバーは有料)	ハイジアパーク南陽 (☎☎—2200)
市民プール (赤湯ふたば保育園東側)	【期間】 7 / 1 (火)～8 / 31 (日) (8 / 13 (水)を除く) 【時間】 9:00～11:45、13:00～17:45	【注意事項】 ▽帽子を着用してください▽ビート板・浮き輪等は使用不可▽飲食禁止▽幼児には保護者が必ず付き添うこと▽大プールの利用は小学校3年生以上が対象	市民体育館 (☎☎—2600)
小学校プール	【期間】 ▽沖郷 7 / 28 (月)～8 / 19 (火) ▽梨郷 7 / 28 (月)～8 / 18 (月) ▽宮内 7 / 24 (木)～8 / 18 (月) ▽中川 7 / 28 (月)～8 / 19 (火) ▽漆山 7 / 25 (金)～8 / 18 (月) 【時間】 10:00～正午、13:00～15:30	【対象】 中学生以下 【注意事項】 土・日曜日、8 / 13 (水)・14 (木)は閉鎖。期間内でも学校授業で使用する場合や管理状態によって利用できない場合有り	管理課管理係 (☎内線514)

水の事故“0”にするために

子どもたちは遊びに熱中するほど周囲の状況が目に入らなくなる傾向があります。水の事故を起こさないように次のことに十分気をつけましょう。
▽危険な場所での水泳や水遊びなど、子どもたちと「してはいけない事」を再確認する
▽海や川等で、子どもたちだけで水遊びをしないよう声をかける
▽大人が一緒の時も子どもたちから目を離さない

【溺れている人を見つけたら】
▽大きな声で助けを呼び、協力者に119番通報をお願いする
▽水に入らないで助ける方法をとる（長い棒やロープ等のつかまるものを溺れている人に渡す）
※消防署では、119番受信時に応急手当の指導を行います。慌てずに電話の指示に従ってください。また、救急講習会の受講も受け付けていますので、お気軽に問い合わせください。
☎南陽消防署（☎☎—3500）

お知らせ

高齢受給者証の切り替え時期です

70～74歳の国民健康保険加入者の皆さんへ

☎保健課国保医療係（☎内線 2 8 6）

現在ご使用の高齢受給者証（薄い水色）の有効期限は7月31日です。8月1日からは新しい高齢受給者証（クリーム色）を使用してください。新しい高齢受給者証は7月下旬に発送します。

- ◆**新しい高齢受給者証が届いたら**
記載事項に間違いがないか確認してください。古い高齢受給者証は、有効期限が過ぎてから細かく切って処分してください。
◆**有効期限**
平成27年7月31日まで（平成27年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日まで）
◆**お医者さんにかかるときは**
国保の保険証と一緒に医療機関等の窓口で高齢受給者証を提示してください。高齢受給者証には、医療機関等での窓口負担割合が記載されています。

対象者		高齢受給者証の記載	自己負担割合
一般 低所得者Ⅰ 低所得者Ⅱ	昭和19年4月1日以前に生まれた方	2割（特例措置により1割）	1割
	昭和19年4月2日以降に生まれた方	2割	2割
現役並み所得者		3割	3割

お知らせ

国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な方へ

☎米沢年金事務所（☎☎—4220）

経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な方は、申請することで納付が免除・猶予されます。

平成26年4月から、申請時点から2年1か月前までさかのぼって申請することができるようになりました。

◆平成26年度免除・猶予の場合の納付額（月額）等			
種類		納付額	対象
免除制度	①全額免除	0円	本人とその配偶者、世帯主の前年の所得額が一定額以下の方
	②4分の3免除	3,810円	
	③半額免除	7,630円	
	④4分の1免除	11,440円	
若年者納付猶予制度		0円	30歳未満の方で申請者本人、配偶者の前年の所得が一定額以下の方

※平成26年度の国民年金保険料（月額）＝15,250円
◆**注意事項**
▽②～④に該当する一部免除後の納付額を納付しな

※現役並み所得者とは、同一世帯に145万円以上の市民税課税所得がある70～74歳の国保被保険者がいる方です。
※負担割合は、平成25年中の所得により判定します。
◆**3割負担の方も、申請すると1割（または2割）になる場合があります**
世帯に現役並み所得の加入者が1人でもいる場合は3割となりますが、次の場合は申請により1割（または2割）負担になります。
▽世帯に現役並み所得の加入者が1人いる場合は、加入者の年間収入額が383万円未満、もしくは世帯内の国保から後期高齢者医療へ移行した世帯員も含めた収入額の合計が520万円未満
▽世帯に現役並み所得の加入者が複数いる場合は、その全員の収入額の合計が520万円未満

◆**入院時の支払い**
入院する場合、同一の医療機関の窓口で支払う負担額は、月ごとの自己負担限度額までです。

った場合、一部免除が無効となり未納と同じ扱いになります。
▽免除期間や一部納付の期間等がある場合は、保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。
▽10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。3年目以降に追納すると、免除・猶予期間の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
◆**離職（退職・失業）による特例**
退職・失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除・猶予される場合があります。
◆**申請場所** 市民課市民係
◆**持ち物** ▽年金手帳▽印鑑▽申請する年度の所得課税証明書（申請する年度の直前の1月1日現在で市内に住所がなかった方）▽雇用保険受給資格者証・離職票等（退職・失業により申請を行う方）